

## 第5章 計画の円滑な推進のために

### 第1節 事業者、処理業者、市民及び京都市の役割

本計画を円滑に推進していくためには、産業廃棄物の処理に直接かかわる排出事業者、処理業者、行政と市民がそれぞれの役割を認識し、相互に連携・協働して取り組んでいかなければなりません。

#### 1 事業者の役割

- (1) 環境管理体制の確立と情報の公開(自己処理体制の整備と適正な委託処理)
- (2) 自社廃棄物の発生抑制及び再生利用の促進
- (3) 自社製品等のLCA徹底
- (4) 再生原材料の使用拡大
- (5) 使用済み製品・消耗部品の回収体制整備

廃棄物処理法では、事業者は事業活動により生じた産業廃棄物を自らの責任で適正に処理することとされており、発生抑制や再資源化にも努めなければならないとされています。

このためには、処理計画(自社から発生する廃棄物の把握、発生抑制、再生利用に係る事項、環境への負荷を考慮した処理方法の選択、目標値の設定等)の作成や管理規程(廃棄物処理に関する組織的な役割や取扱等を規定)の制定など全社的に取り組むとともに、その取組に関する情報の公開を進めて行かなければなりません。

また、自社の工程から排出される廃棄物の処理のみならず、自社の製造工程での再生原材料の使用拡大等により、資源循環の環を拡大していく必要があります。

さらに拡大生産者責任の考え方にに基づき、自社製品や建築物の長寿命化設計及びLCAの徹底、使用済み製品・消耗部品の回収体制整備と修理等のアフターケアの充実に努めることが重要です。

## 2 処理業者の役割

- (1) 処理に係る環境保全対策の徹底と環境負荷低減のための取組
- (2) 処理施設の設置・運営及び情報の公開
- (3) 地域社会での共存と貢献
- (4) 経営基盤の安定及び資質の向上
- (5) 新たな技術開発と循環型社会ビジネスの振興

事業者が発生させた産業廃棄物を処理する処理業者は、円滑な経済活動を支えるとともに、循環型社会形成に重要な役割を果たすものであり、廃棄物処理の専門家として排出事業者への処理に関する情報提供や自らの環境保全対策の徹底とその情報の公開により、排出事業者並びに地域社会での理解と信頼性の向上を図る必要があります。

また、安定的な処理の確保や新たな処理技術の開発による循環型社会ビジネスの振興と雇用創出のためには、産業廃棄物のもつマイナスイメージの払拭や、自らの資質向上に加えて地域社会での共存と貢献に努めなければなりません。

一方、事業者団体でも積極的な研修会の開催等を通じ、優良事業者の育成と業界全体のレベルアップ等に努めなければなりません。

## 3 市民の役割

- (1) 産業廃棄物に対する正しい理解
- (2) 省エネの実践
- (3) 「所有する」から「借りる・サービスを利用する」、また、「使い捨て」から「よいものを長く使う」などライフスタイルの見直し
- (4) 再生利用製品の優先購入
- (5) 不適正処理行為を発見した際の関係機関への情報提供

我々の快適な日常生活を支える食料品や生活用品の製造、電気や上下水道の供給にも多くの産業廃棄物が発生していることや、その再生利用も含めた処理は、資源循環に大きくかかわっていることを認識することなど、正しい理解が必要です。

さらに、消費者としての市民は、日ごろ、省エネに心掛け、商品等の購入に際しては、本当に必要なものか、環境への配慮がされた商品か等を考慮するなど、従来型のより多くのものを所有或い

は消費するという暮らしからの脱却を図らなければなりません。

また、不適正処理・不法投棄の撲滅には、行政だけの取組だけでなく事業者や市民も含め一丸となって取り組む必要があり、地域の不適正処理事案についての行政への迅速な情報提供等が極めて重要です。

#### 4 京都市の役割

- (1) 本計画の周知と施策の実施
- (2) 廃棄物処理法をはじめとする関係法令の迅速かつ厳正・公正な運用
- (3) 循環型社会形成に向けた関係者相互のコーディネート及び調査研究

京都市は、排出事業者、処理業者、市民の各主体がそれぞれの役割を確実に果たせるよう相互のコーディネーター役として、国や京都府と連携を図りながら本計画の周知と施策の計画的な実施、法令に基づく事務の迅速かつ厳正・公正な運用により、循環型社会形成のための枠組みづくりを進めていきます。

## 第2節 計画の実施, 進行管理

計画期間中は, 全発生量の約6割を占める多量排出事業場の実施状況報告や処理業者の実績報告等に基づき, 毎年の数値目標の達成状況を推定するとともに, 施策の進捗状況等をインターネットホームページ等を通じ広く公表することにより, 市民等も自由に意見を述べることのできるシステムを構築していきます。

本計画の進行管理に当たっては, PDCAサイクル<sup>\*1</sup>(Plan-Do-Check-Action)の考え方により, 自ら行うとともに市民意見や関連業界等の意見を参考に毎年評価を実施し, 必要な見直しを行うなど弾力的な運用を図っていきます。

年 度	16	17	18	19	20	21	22	23年度～
計画期間	■	■	■	■	■	■	■	
計画進捗状況把握	■	■	■	■	■	■	■	
施策の評価・見直し	■	■	■	■	■	■	■	
実態調査実施						■		
第3次計画策定							■	
第3次計画施行								■

### \*1 PDCAサイクル

事業活動に伴う環境影響を継続的に管理し, 低減するシステム(環境マネジメントシステム)に盛り込まれている考え方であり, 「環境方針・計画の策定(PPLAN)」, 「環境方針・計画に基づく実施及び運用(DO)」, 「実施状況の調査・点検(CHECK)」及び「計画の見直し・継続的改善(ACTION)」から成るサイクル。このサイクルを継続的に実施していくことで, 事業活動全体を環境に適合したものに改善していくものです。